

## BELS評価料金

日本建築検査協会株式会社

(税抜金額,単位:円)

評価対象面積	A種用途		B種用途		C種用途	
	工場、自動車車庫、倉庫 その他これらに類するもの		事務所、店舗、学校 その他これらに類するもの		病院、ホテル、集会場 その他これらに類するもの	
	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法
300㎡未満	40,000	90,000	60,000	120,000	120,000	170,000
300～2,000㎡未満	70,000	150,000	90,000	170,000	170,000	280,000
2,000～3,000㎡未満	80,000	170,000	100,000	190,000	170,000	300,000
3,000～4,000㎡未満	100,000	200,000	130,000	220,000	200,000	330,000
4,000～5,000㎡未満	120,000	220,000	150,000	260,000	220,000	400,000
5,000～10,000㎡未満	140,000	250,000	190,000	300,000	250,000	450,000
10,000～20,000㎡未満	160,000	300,000	210,000	340,000	300,000	520,000
20,000～50,000㎡未満	200,000	340,000	270,000	400,000	340,000	600,000
50,000～100,000㎡未満	250,000	420,000	330,000	500,000	420,000	750,000
100,000～200,000㎡未満	320,000	560,000	400,000	650,000	550,000	950,000
200,000㎡以上	400,000	700,000	500,000	800,000	750,000	1,250,000

・A種用途、B種用途、C種用途の用途分類の適用については別紙表-3による。

・表の延べ床面積の算定は、建築基準法の規定により算定する延べ床面積による。  
また、部分を対象とした評価の場合は、評価対象部分の延べ床面積により料金を算定する。

・一つの申請範囲に用途分類が複数ある場合は、  
C種用途が含まれる時は、C種用途、C種用途がなくB種用途が含まれる時はB種用途とする。

・計画変更の料金は当初適用された料金の50%の額とする。

・省エネ判定、低炭素審査、性能向上計画認定審査、基準適合認定審査のいずれかの結果を利用した申請の場合は、上記の料金によらず、一律10,000円(税抜金額)とする。  
この時、外皮性能の審査を追加する場合は、上表の料金の10%の額を加算する。また、JCIAが合理的に審査出来ると判断した場合は、減額できる。

別紙表-3(1)

用途種別	建築基準法施行規則別紙に記載のある用途	用途区分コード	建物モデル
B	幼稚園	08060	幼稚園モデル
B	小学校	08070	学校モデル
B	義務教育学校	08082	学校モデル
B	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090	学校モデル
B	特別支援学校	08100	学校モデル
B	大学又は高等専門学校	08110	大学モデル
B	専修学校	08120	学校モデル
B	各種学校	08130	学校モデル
B	幼保連携型認定こども園	08132	幼稚園モデル
C	図書館その他これに類するもの	08140	集会所モデル
C	博物館その他これに類するもの	08150	集会所モデル
C	ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370	集会所モデル
C	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380	集会所モデル
C	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170	福祉施設モデル
B	保育所その他これに類するもの	08180	幼稚園モデル
C	助産所	08190	総合病院モデル
C	児童福祉施設等(前3項に掲げるものを除く。)	08210	福祉施設モデル
C	診療所(患者の収用施設のあるものに限る。)	08240	総合病院モデル
C	病院	08260	総合病院モデル
C	ホテル又は旅館(宴会場を有しないもの)	08400	ビジネスホテルモデル
C	ホテル又は旅館(宴会場を有するもの)	08400	シティホテルモデル
C	診療所(患者の収用施設のないものに限る。)	08250	クリニックモデル
C	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	集会所モデル
C	隣保館	08220	集会所モデル
B	巡査派出所	08270	事務所モデル
B	郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)	08290	事務所モデル
B	地方公共団体の支庁又は支所	08300	事務所モデル
B	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	事務所モデル
A	工場(自動車修理工場を除く。)	08340	工場モデル
A	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360	工場モデル
C	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これらに類するもの	08390	集会所モデル
B	自動車教習所	08410	学校モデル
A	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430	工場モデル
B	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438	小規模物販モデル
B	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(売場面積1000㎡以上)	08440	大規模物販モデル
B	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(売場面積1000㎡未満)	08440	小規模物販モデル
B	飲食店(次項に掲げるものを除く。)	08450	飲食店モデル
B	食堂又は喫茶店	08452	飲食店モデル
C	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230	集会所モデル
C	展示場	08560	集会所モデル
B	料理店	08570	飲食店モデル
B	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580	飲食店モデル
C	ダンスホール	08590	集会所モデル
B	物品販売業を営む店舗以外の店舗(以下2項に掲げるものを除く。)	08460	小規模物販モデル
B	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳店、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456	小規模物販モデル
B	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458	事務所モデル
B	事務所	08470	事務所モデル

別紙表-3(2)

A	自動車修理工場	08350	工場モデル
C	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480	集会所モデル
A	倉庫業を営む倉庫	08510	工場モデル
A	倉庫業を営まない倉庫	08520	工場モデル
C	劇場、演芸場、映画館	08530	集会所モデル
C	観覧場	08540	集会所モデル
C	公会堂、集会場	08550	集会所モデル
C	個室付浴場業に係る公衆浴場	08600	ビジネスホテルモデル
C	ヌードスタジオ	08600	集会所モデル
C	のぞき劇場	08600	集会所モデル
C	ストリップ劇場	08600	集会所モデル
C	専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設	08600	ビジネスホテルモデル
C	専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗	08600	小規模物販モデル
A	卸売市場	08610	工場モデル
A	葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620	工場モデル

## 住宅に係る評価料金

(税抜金額、単位:円)

審査条件		料金	
一戸建ての住宅	単独審査	30,000	
	併願審査	設計住宅性能評価	10,000
		長期優良住宅認定技術的審査	
		低炭素認定技術的審査	
		性能向上計画認定技術的審査	
		基準適合認定技術的審査	
審査条件		料金	
単独審査(住戸のみ)		基本料金＋戸当たり料金×対象住戸数 ・基本料金……100,000 ・戸当たり料金……2,000	
単独審査(建築物全体の審査)		基本料金＋戸当たり料金×総住戸数＋共用部料金 ・基本料金……100,000 ・戸当たり料金……2,000 ・共用部料金……100,000	
共同住宅	併願審査	設計住宅性能評価	上記審査料金の50%の減額とする
		長期優良住宅認定技術的審査	
		低炭素認定技術的審査	
		性能向上計画認定技術的審査	
		基準適合認定技術的審査	

- ・共同住宅等の単独審査において、「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の料金は「建築物全体の審査」の料金とする。
- ・共用部を有しない2住戸のみの共同住宅」の料金は一戸建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。
- ・共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の料金とする。
- ・変更申請料金は当初の申請で適用された料金の50%の額とする。